

議会運営委員会会議録

(開会中 令和元年6月13日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 令和元年6月13日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議会事務局理事	富 永 正 彦
参 事	森 本 陽 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 本会議における議長口述について
- (2) 災害対応要綱の見直しについて
- (3) 長与町議会運営に関する申し合わせ（先例集）の見直しについて
- (4) 所管事務調査について
- (5) その他

開 会 9時29分

閉 会 11時43分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会をいたします。別紙に次第を差し上げておりますので、今日は4、5点事件がございますので、順次進めてまいりますので、どうぞよろしく御協力いただきたいと思います。それでは最初に本会議における議長口述についてという議題にしておりますけれども、これはもう皆さん方も御存知の前回から報告もしておいたあとに別紙のものが出てまいりましたので、再度、御検討いただきたいと思いますということで、今日は議題にしておりますので、慎重な審議をいただければありがたいというふうに思います。

それでは事務局から説明させます。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

おはようございます。まずレジュメの1番目でございます。本会議における議長口述についてということで、お手元にお配りのペーパーについては議長口述についての後ろに2をつけさせていただいております。前回5月27日の議会運営委員会において、先程委員長が申されました散会時における会議日時の通知、あと一括議題とするときの範囲指定並びに一般質問通告者の質問終了の宣言というものは、実際にさせていただいて、特に混乱も無かったかなということで考えております。今回お手元にお配りをさせていただいております議長口述でございますが、委員会付託に係るその審査期限についてということで、まず説明でございますが、①会議規則39条におきまして「会議に付する事件は会議において説明を聞き、質疑があるときは質疑のあと、議長が所管の常任委員会または議会運営委員会に付託する」という条文になっております。②で会議規則第46条で「議会は期限をつけることができる」となっております。説明のところでございますけれども「現行、①により事件ごとに質疑を行い、議長が委員会に付託後、②により期限を付すことを付託事件ごとに繰り返し議会に諮っている」と。下記囲み部分でございますが、1番下に太字で囲っております「お諮りします」から始まりまして、「期限をつけることに決定しました」という文言を全ての付託議案の後ろにつけて諮っているというような状況でございます。期限については全付託事件について同じ日、最終日の前日を指定せざるを得ないというのが現状でございます。条文的にも①質疑のあと議長が付託する行為と②議会は期限を付することができる行為は別立てであることから、議長が付託先を宣告したあと、議案ごとに毎回期限を諮る現行口述を止めて、全ての事件を付託後、一括して期限を付すことを議会に諮るというふうにしたらどうかという御提案でございます。現行口述はその下に書いております過去にも含めて、今現在は議案が30個あれば、四角囲みの部分を30回繰り返すということをやっておるということでございます。めくって裏のページにまいりますけれども、改正口述の方ですが、一応議案の質疑についてはもう1本ずつ行くしかないということで考えておまして、質疑が終わったあと「ただいま議題となっております議案何号は〇〇常任委員会に付託します」で、

付託までを一旦終わる。そして次の議題に移って付託をして、それをずっと繰り返して
いって、付託を全てし終わったあとに1番下の赤になりますが、「お諮りします。ただ
いま各常任委員会に付託しました議案第何号から議案第何号までの何件は、46条1項
の規定によって、○月○日までに審査をするように」という現行口述と同じ文になりま
すけども、これを最後につけたらどうかという御提案でございます。それとあと1番最
後の下線部分ですけども「審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。」の
あとに「各常任委員長は審査の結果を何日までに議長に報告願います」と、委員会報告
を出すということも付け加えたらどうかという御提案でございます。今回6月議会はも
うこの部分は終わりましたので、もしよろしければ全協とかに諮ってですね、9月議会
の口述からこういう運営をさせていただけないかということでの御提案でございます。
事務局からは以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

提案っていうのは議長諮問なのか、委員長提案なのか、そのところ判然としないも
んですから、まずそのところをきちっとされとった方がいいと思います。そういう点
はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

今の件につきましては、今朝、口頭で議長からお願いしたいということでありまして、
確認を先程までしてきたところでありましたけども、口頭で諮問したいということでご
ざいますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も同じような質問しようかと思ったんですけど、まだ議長になられてそんな長くな
いし、今回初めての議会だったんですね。ここまで議長がまとめられてきたのか、それ
とも事務局サイドで要は作って、他町のものを参考にして持ってきたのか。そのいづれ
なのか、内容について言ってるわけじゃなくて、その経過についてお尋ねします。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

この内容と言いますか、改正のこうしまししょうという内容につきましては事務局の方
で当然考えさせていただいております。もちろん他市町も参考にさせていただいており
ます。事務局の立場といたしましては、議会運営を含めてより良い方向を目指していく
ことを考えていくという事務局の役目もございますので、一応こういうことでどうだろ
うかということで議長の方にも提案をさせていただいて、議運に諮った方が良かろうと

いうことで今回になったということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

今の意見でございますけども、今、富永理事がおっしゃるようにまず提案がありましたので、改善するところはしていった方が良くないかということで、議運に掛けて、お諮りをして、決定をしてもらえばいいんじゃないかということをお願いをしたところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

内容については簡素化されてるから個人的には良いと思ってるんですけど、これは1つ1つの上程議案について、要は一括みたいな形で、その発言が口述が法的には全然問題ないですか。抵触することは全くないかということ、僕もそれまで読んでないから、ですからその辺についてをちょっとお尋ねしときたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

こちらのこの口述につきましては、先程御説明したとおり、これまで各議案1本ごとに質疑をやって、付託をして、期限をつけるということを本町では繰り返してきております。他市町と言いますか、佐世保とか、諫早とか、そういう所も見させていただきました。本当に簡略化してる所については各議案の付託表、各議案をどこ委員会に付託するという付託表を配って「付託表のとおりでございます。」で終わってる所もございません。結局、私が考えたのは、会議規則の39条においては一連の流れがあって、説明を聞いて、質疑をして、付託すると、議長がですね。ここまではやっぱり一連の流れとすべきだろうということで、今回の御提案の形になっております。46条の議会が期限をつけるところ。ここは「議会が」でございますから、議長が皆さんに諮るという行為でございます。他市町の先程の話をした所におきまして「付託表のとおり付託します。」で「期限はいつまでです。御異議ありませんか。」ということでやられてきておりますので、法的には大丈夫だということで考えています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

内容を把握された方たちについては、もうそれが簡素化されて議長も簡単だし、内容もそう問題ないと思うんですけど、1つ1つの議案を対象として、住民の方が見られた

とき、全体見られてね。1つ1つの議案、興味がある議案だけを見たとしたときに、それでもいいと言うのかな。私もその辺はちょっと、別に反対じゃないからですね。私は簡素化するのは賛成です。はっきり言って。だからそれについての心配はないのかな。それとやっぱり議会のルールとして、めんどくさくても1つ1つやっていくというのを今までやってきたわけですね。確かに議会改革の中で簡素化するというのは非常に大切なことだと思うんですけど、その辺の心配だけちょっとしてますけどね。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

御心配を掛けて申しわけないというふうに思いますが、一応御提案ということで、ですから議会運営委員会の方にお諮りをして、皆さんの御意見をお聞きをしたいと。もし残すべきだって言う御意見が多ければ、そのままでも構いませんし、絶対に変えないといけないというものではなくて、あくまでも事務局の方からは会議時間の効率化も含めて、こういう提案をさせていただいたというところでございますので、議会運営委員会の中で揉んでいただければと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、何か意見ございません。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議会運営上、支障が無いということでもあります、今の説明やりとりを聞くとですね。他議会でも同様と言いますか、さらに簡素化した対応もされているということなんで、私は逆に傍聴者が聞いてて同じことをずっと繰り返すのではなくて、やっぱり本当に議会の運営が分りやすくなるという意味では、こういう形が可能というならば是非先程言われた議会改革の1つとして進めていっていいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

同時期にこの期限が同じになるケースはこれでいいと思うんですよね。しかし今まで同時期にずっと来とるのが通例になってるんですけども、場合によってはやはりこの時期がずらされる可能性もあるわけですね。例えば急ぐ案件とか、そういったものが出て来る可能性もあるわけですね。議案によっては、今までは同じ時期に出てるわけですが、それはそれでこの表現で構いませんけども、仮にこれが違って来る場合があるわけですね。この議案については、いついつまでにしてください。この法案は違った期日になる可能性もあるわけね。だからそういう場合は、やっぱり別々に説明してあげ

ないといかんというのが普通だと思います。だからその場合はそういうことも考えて、きちっとやっていただきたいというのが、だからこの省略するのは構いませんよ。第何号から第何号まで、それはいいんですけども、時期がね。期限のこの時期が違う議案が出てきた場合はそれぞれ別々にやっていただきたいというのが私のお願いです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

そういう心配がないかどうか。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

内村委員の御心配の部分につきましては、仮に期限の違う議案が出てきたという場合におきましては、先程の委員会付託後にその議案についてはいつまでということを宣告して、残りの同じ日のものは、最後に何号から何号、何何号を除くという形での表現になろうかということで考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと心配してるのは、自治法上の問題は完全にクリアできてるのか。それさえできとけば私も全く問題ないと思う。それとあと今内村委員が言われたことも1つ心配になる。日程についてのですね。そういうのが要は自治法の中で問題無いということであれば、それをもう1回確認しときます。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

自治法上の問題というのはございません。と言うのは、自治法の下の会議規則の中でこの39条46条というのが存在して、この部分が自治法に謳われているということではございません。期限の話とかですね。ということでございますので、会議規則の範囲内で進めば問題が無いということで考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですかね。適宜そういういろんな状況の変化によっては、対応するような努力を議長並びに事務局はしていただくという前提があるろうというように思いますので、この考え方については異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは全会一致で決定をしたいというふうに思います。なお、これをもって決定として、議長の方は次回の全員協議会に報告をして、皆さん方に周知徹底をいただくということをもって、この案件については終わりたいというふうに思います。

次に災害対策要綱の件を議題としたいと思います。24年に制定がされて、28年に

一部改正がされてるようでございますけども、変更等の考え方について今日説明を受けて、逐条的な問題点があれば、それを質疑をしていきたいというふうに思います。説明をまず事務局から求めます。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

長与町議会災害対応要綱、右肩に参考というスタンプ押ささせていただいておるものは、お持ちになっていただいていると思っております。前回も、さわりだけちょっと話をさせていただきました。昨年7月に大雨があって、災害対策本部が町に設置をされてという流れがあったんですけども、そのときに思ったのが、1番最初に第2条の災害対策本部が設置されたときに、「速やかに全員協議会を招集し、長与町議会内に対策本部を設置することができる」ということになったときに、赤文字で書いてますが、現実的に災害が起きたときに全員協議会が招集するのか、またはできるのか。あと第4条では安否確認を初め情報提供や情報収集を行うようになっており、議員は役場には来ない想定となっている。一旦役場に参集して地域に赴くのか、避難場所等の分担はどうするのか、そういうことで赤文字でお示しをさせていただいているような課題といいますか、疑問点の部分がございまして、例えば3条でございますが、「本部は、本部長、副本部長、本部役員、本部員をもって構成する」となっております、これは結局下を読んでいくと、議員全員で本部が構成されるという形になりまして、それを受けた4条では本部は次に書かれている事務を行うと。本部は議員が行うという形に条立てがされておるなど諸々ありまして、実際に災害が起きたときの対応として、これが現実的に可能なのかわかっていうところも含めて見直しの必要があるのではないかとということでの御提案でございます。コピーで福山市議会の災害対応要領とか、議員行動マニュアルというのを後ろにつけさせていただいておりますけども、福山市議会の災害対応要領におきましては、まず大規模災害の限定がされておりまして、災害救助法の適用を受ける災害というところから、この災害対応要領がスタートするというような作りになっております。事務局としては、そういう作り方の方が現実的になるんじゃないかなと。それとあと議員の行動マニュアルの部分についても、ある程度具体的にこうなったときはこうするというようなところまで決めるべきではないかなということでの御提案でございます。これにつきましては、前期の議会運営委員会で見直しをしようというところまでは決まりましたけども、実際の見直し作業に着手することなく、今期の議会運営委員会でこういうものが残ったということをお報告をさせていただいて、改正した方がいいのか、もうそのままいいのかわかることを決めていただければということと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。前回の会議で5月27日に案を配布をして福山の分も配付をして見ていただいていたということで、事前配布をしておりましたけども、それぞれ見て本日の会に御出席をいただいたものという前提で質疑を受けたいというふうに思います。何

か疑問な点等を含めて質疑があれば受けたいと思います。休憩で話しましょうか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。ただいま議題となっております災害対策要綱の見直し等につきましては、種々問題点等もあるようでございますので、他市町の研修を含めながら良いものを作っていくという、これも早目に対応していくということで、先進地研修の中にこの項目も入れていくということについて異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように決定させていただきました。

それでは次の3番目の長与町議会運営に関する申し合わせ事項の見直しについてでありますけれども、これも前回、長与町議会の運営に関する基準の書類をお渡しをして、見て来ていただくようにしておりますが、この基準の制定というような表現にならずに、議会運営に関する申し合わせの見直しについてという今日はテーマになっております。これはもう同じような表裏一体であるということで、申し合わせ事項の改定をしながら、見直しをしながら基準の制定についても進めていこうという考え方で今進んでおるといふことで、お聞きをさせていただいて、のちに検討いただきたいというふうに思います。今日出しました趣旨について事務局から説明申し上げます。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今、委員長の方から御説明もございましたように、議会運営に関する申し合わせの見直しにつきましては、前期の最後の3月議会のときに議運を通したあとに全協の方でお諮りをして、申し合わせの見直しをするとともに議会の運営に関する基準を同時に並行して作っていくということで、見直し案については事務局が提案して議運で決定し全協で確定をさせるということでお話をさせていただいていたところです。本日青本とかファイルを持ってきていただいていると思いますが、おさらいになりますけれども、こちらの1の6に会議規則というものがございます。そして下の方に行きまして、12で申し合わせ、13で基準をお配りを皆さんにしております。今青本の方です。1の6が会議規則。12が申し合わせ、13が基準ということになっております。12の申し合わせと13の基準につきましては、先程御説明したとおり3月の全員協議会で確定したところまでが今、皆さんにお配りをしているということで基準の13の最後を見てくださいと思います。現在会議規則の13まで済んでるというような流れでございます。今から先はこの14からやっていくということになります。会議規則の1の6の14、1枚めくっていただいで会議規則の第14条を御覧いただきたいと思いますが、会議規則の14条については議案の提出という条文になっております。よろしいですか。会議規則の補足ということで基準を作っていくということになっておりますので、こ

の14条の中でどういう基準を作っていくかということになりますが、まず14条は、「法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するときには2人以上の賛成がなければならない。」2項が「議案を提出しようとするに当たっては、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。」3項は委員会が出すときでございます。一応この中でまず具体的に定義をすべきところが「その案」とは、どういう案かということでございます。こちらの方は、「その案とは、そのままの形で表決の対象となるよう形式を整えて成案されたものでなければならない」ということで、現行の町長が出してる、うちも議会から議案を出しますが、あの様式、所定の様式ですね。議案の形で成案したものを出さなければならないという定義。それと議員及び委員会提出議案については暦年ごとに、発議、発委の一連番号をつけていくと、現行を明文化したものでございます。一応そういうふうな形で会議規則の14から今回はスタートしていくということで、皆さんのお手元にA3の方で14から25、会議規則の第2章と第3章の部分の基準案をお配りをしております。A3の左半分が基準の条文の御提案で、右側のゴシック文字の方が一応どういうふうな理由でこういうふうにしてるということをお示しをしています。会規14の先程の「その案」につきましては、会規中の「その案」を明文化と。詳34というふうに書いておりますが、これは会議規則の詳解という解説本がございまして、こういうところから引用してまうということをお示ししています。会規14でいくと右側を見ていただきますと、現行を明文化という形でございますので、左側の本文を読まれば今やることが書かれてるなということで御理解いただけると思いますが、この辺りを逐条と言いますか、会議規則の14条から1条ずつ変えていって申し合わせとだぶったところは申し合わせを削っていくというような見直しを今後お願いしたいということでございます。逐条には入らない方がいいということでございましたので説明はここで終わります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今、説明がありましたけども、考え方はお分かり、理解をいただきましたか。標準会議規則がまず1つありますよね。それを持って会議規則が制定をされておる。この中で不明な、語句の不明な点があるということをもって1条から127条まであるんですね。今の会議規則。その不明なところを逐条的に補っていくということで今は1章が終わりましたよと。したがって、本日から2章に入っていきたいということで、今後については早い時期で129条まで終わって作り上げていきたいという、それが作り上げていく過程で今の申し合わせ事項も入れるものは入れて、それでどうしても申し合わせに残さなきゃいかんというものがあれば、これは残すという2つの手法でずっと逐条的に作っていききたいという趣旨でございますので、御理解をまず考え方として今後、休会中の継続審査の中にこの項目も入れていかなければ、会期が14日終わりますから、その後、追っかけてまして議会運営委員会をずっと逐次開催をしていきたいと、その中で検討していきたいと思うんですね。そういうことで考え方を御理解いただいて何か御意見、今日

は逐条的にはまだ議題もありますので、行けませんので、考え方だけ御理解いただくということにしたいというふうに思いますけども、何か御意見なり質疑ありませんか。

いいですか。

ないですか。

それでは暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を開催します。

50分まで休憩いたします。

(休憩 10時31分～10時51分)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。今の申し合わせの3番目の見直しについてなんですが、第1章は既にもう全協に報告済みであるわけです。了解いただいたということになりますと、今からは第2章からということで今説明をして、中身にはまだ踏み込めなかったんですけども、そういうことを含めて後日、委員会で検討を再度していただいて、どうするかを含めて十分検討いただいて、そうだな、そんなら他市町に習って長与町もやっぱり遅れないように基準を作ろうということになると、逐条的に検討に入っていくということになろうと。それはもうせんでもいいんじゃないかと、もしなればそれはもうこれで中断ということしかありませんから、そういうことを含めて次回の委員会に繰り下げていくということでもいいでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今委員長が言われたのは内容はほぼ理解しました。私の意見としては、だから要はこの条例集ってというのは皆さんお持ちですから、良かったら皆さん読んでるわけでしょうから問題点を一応提起をしていただいて、それを審査するというような方法もあると、私はそういうふうに考えております。ですから、しなくていいとか、そういう言葉じゃなくて、要は問題点を提起していただいて、それを検討していくという方法もあるということを一応今日お話をしときたい。

○委員長（岩永政則委員）

そうですね。それと事務局にお願いなんですけど、次回会議をするときには今のように、こういう資料を事前に配って目を通す時間が必要だというふうに思います。したがって、もし129条までこういうものが既があれば、これを一括もう出していただいとけば、ここからここまで区切って1回、2回、3回やるとなれば、そういうあれがありますので、その改正の赤字が129条まであれば、あるいは途中50でも100まであれば、前もって皆さんに配布をしておけば順次検討もするし、問題点もその赤字を何でせないかのかなということで、意識的に見れば会議規則と比べたときに会議規則の不足分を

こっちで補うわけですから、確かに補ってあるな、いやそれはもうこういうのは書かなくてもせんでも改正せんでもいいんじゃない、この場合は。そういう判断もできると思いますので、できる範囲内で50か100か知りませんが、資料を作って配布をいただきたいというふうに思います。いいでしょうか。そしてできれば先進地研修の中で、そうした考え方、基準の制定等についての考え方等も入れ込んでいってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、いいでしょうか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは委員会に戻します。そのようなことで研修の項目にもこの基準の問題を入れていくということで、事務局、記録をお願いしたいと思います。それでは続きまして、今、災害対策要綱等あるいは基準の問題等を検討をいただきましたが、再度また今後も研究するということになりましたので、閉会中の継続審査の申し出を委員会の決定に基づいて行うということになっていますので、そういうことで継続審査の申し出を提出するように決定していいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。決定をいたします。

それでは4番目の所管事務調査についてを議題としたいと思います。この点については、私の方から若干コメントしたいというふうに思いますが、前回の議会運営委員会で日程等を早く決めた方がいいんじゃないかと。他常任委員会の関係もあるということで、とっぴな提案のように受け取られまして誤解を招いたんですけども、申しわけなかったなというふうに思うんですけども。先程から出ておりますように災害対策の要綱とか、あるいは基準の問題、あるいはその他前回研修をする場合にはどういう項目があるのか御検討をさせていただいて、次回持ち寄りましょうということを前回お願いをテーマについてしてございましたけども、何かあればそういうものを含めて所管事務調査を行うということで、内容的には議会運営委員会は各所管を呼んで、どうのこうのと言うことはあり得ませんので、そういうことはしないということで、今先程言ったようなことをもって所管事務調査と称して、具体的には先進地の調査をしていくということで考えておりますけども、することについては異議がございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それじゃ所管事務調査を行うということは決定をさせていただきたいというふうに思います。そこで内容等について、何かお持ち寄りをいただきましたでしょうか。こういうものが議運として。前回、口頭で私申し上げましたけども。前回の議運の今年の研修の、よかったらちょっと配っていただいて、参考になれば。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

改めて申し上げますけども、委員会の研修を行うということは先程決定をいたしました、日にちについては7月29、30、31、これで一応の目途をつけたということ、これで決定したいと思います。それから内容については、議会運営について、予算決算の審査の方法、特別委員会等の設置の問題ですね、あるいはその災害対策要綱、議会の運営に関する基準の取り組み方、議会改革について、以上ですね、出ておりますので、これらを研修内容等テーマとしていきたいと思っております。なお行き先については委員長並びに副委員長それから有志の方、事務局含めて検討して決定をしていきたいということで、また、これは時間がありますから当たりながら、この後の委員会を開催をしていきますので、その折に皆さん方には御報告をするということでもいいでしょうか。それではそのように決定をさせていただきます。所管事務調査については終了をしたいと思います。

1つ私から報告をいたしておきますが、議会だよりの委員会の方から要請がありまして、この議会運営委員会の仕事、業務内容をこれをいつも載せてますね。その原稿を頼まれましたので私の方で提出をしております。簡単にもう従来に倣ったような形、写真については明日撮るんじゃないかな、確か。またこうして席で撮るようなことがあろうというふうに思っていますので、それには御協力をいただきたいと思います。それから各委員会の両常任委員会の報告書の件が何か議題になって話し合いになったということで、変更をするという話から議会運営委員会でそれは取り上げて調整をしていくべきじゃないかというような意見から、この件について経過を、どのように変化をしていくのか、どういう話し合いがなされておるのか、この辺りを皆さんに御報告いただいて、御協議をいただきたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私の方から先に説明させていただければ。前回、議運の中でも委員長報告がちょっと長時間にわたってきているというふうな御指摘も受けて、確かにいろいろ改善するところがあるのかなというふうな思いで、今回、一応皆さん方のお手元にお出した内容で委員長報告にかえさせていただければなというふうに思ってますんで、改善というのは、議案を1本ずつの報告ではなく委員会を何日から何日まで開いて、それで議案を審査していきましたと、特に今回消費税に関わる議案だったんで、一括議題としたところは一括議題で、提案理由も含めて書いてるということです。あと提案理由がそれ以後も同じ場合は前号と同じ提案理由の説明であったというふうな形にしております。一応総務文教としては、こういう形の報告でいかがかなというふうに思ってますんで、是非御理解いただければと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。産業厚生から。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

先日、河野委員長から委員長報告について先程同じ内容でもう少し簡略化できるところはということで、河野委員長と私と富永理事と協議をいたしました。その中で省けるところは省いてということで、前は1つの議案について1ページずつという形でありましたけれども、今回は特別だったかもしれませんが、先程河野委員長がおっしゃったように消費税の分はまとめて、私も簡素化ということではあるんですが、なにぶん初めて作りましたので簡素化されたのか、ページ数が減ったことには間違いはないんですけども、今後ちょっと不備等がまだたくさんあるのではないかと思いますので、これが正しいのか、また確認をさせていただいて、変更をしたいと思っはいるんですけども、できるだけ両委員会に乖離がないように、例えば私は説明のところに、うちは3部長、部長2人と水道局長だったんで、その他関係職員としておりますけれども、河野委員長のように関係所管課管理職、その他関係職員という形でもいいのかなと思いますので、合わせられるところは合わせさせていただいてもいいのかなと思ったところと、あと消費税のところは私はもう議案名は一括して載せておりますけども、それぞれ主な質疑、それから慎重に審査した結果っていうのも、当然、慎重に審査した結果というのは当然のことですので、この文言はもしかしたら削除してもいいのかなというふうに思っております。ですので今回一応少し簡略化という形も短く含めて作成はいたしましたけども、ちょっと私の分については変更をしなければならないところもあるのではないかと思います。皆様に見ていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（岩永政則委員）

何か質問ございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この説明員のところは、今、中村委員長が言ったように両方合わせた方がいいかも知れないですね。そこはどっちにするかね。あとはそう問題ないかな。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そこは、始まる前に中村委員長ともちょっと話して、どちらが良いか、名前を入れた方が良いのか、どうなのかっていうところ、管理職ってまとめてしまうのも僕もどうなのかなと思ひながら、次長や理事がいるんで部課長というふうになると、どうなのかなっていうふうにしたんでこういう形で表現してますんで、そこはちょっと参考までに御意見いただければというのと、あと中村委員長とちょっと相談したのは、1本1本議案が質疑が行われて、採決の結果賛成多数でしたっていうふうな議案、審議の過程を最後そこで締めてるんですけども、これも一番最後で良いのかなっていうふうな意見を交

わたんですよ。全部質疑、主な質疑、主な質疑がずっと来て、最後に例えば議案第33号、議案第40号云々については全会一致で可決しましたと、議案第何号、何号については賛成多数で可決しましたというふうに、最後にそれを入れてもいいのかなというふうなちょっとそういう意見交換をしたんで、そこも参考までに聞かしていただければなというふうに思いますけども、事務局の意見も聞かしていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

2つを見ますと、1つの方は総務文教常任委員長報告と上に書いて、それで一方は書いてない。それと従来は議案第1号何々何々に関する条例というのを頭に入れて、その審査には審査日はいついつなんですと、提案理由はなんですよという、どうもこう逆さまになってるようなんですが、その辺りを含めて整合を。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

おっしゃるように河野委員長の総務文教常任委員長報告と上に載せてましたけど、私はいくまで鑑がつくという体で、すみません。載せていた方が正しいかと思います。委員長がおっしゃるように、元々は審査日の上に議案第何号で議案名がきているところではあったんですけども、この出席委員全員出席の下、云々かんぬんっていう件は何回も言わなくてもいいのではないかということもありまして、今回はその上の議案第何号と議案名を書くところを敢えて、その四角の下のところに変更をさせていただきました。結局2日間なり3日間なりの審議ということになっておりますので、その繰り返しになってしまう。これが委員が例えば1人、2人欠席をされたということであれば難しいのかなと思いますし、審査日については6月というのをつけてないんで、河野委員長つけてらっしゃるんで6月10日から6月11日とした方が正なのかなと先程思ったんですけども、そういった軽微な修正はさせていただこうと思っておりますが、今までよりも省けるところは省いてというようなこととございます。そしてさっき河野委員長と委員会が始まる前に話をしたところなんですけど、結果については最後でもいいのかなという話も。当然特に消費税の件は思うところではあったんですけど、委員長報告が議案番号順ということもあるので、もしかしたらそこが事務局的には私のところで、例えば全然消費税で関係ないところは1つ1つ書いているんですね。ですので、自分の委員会の委員長報告のところでもとめる形でも構わないのかなという。私もさっきはそういうふうに話をしたんですけど、多分交代交代で報告をする形になるので、そこが事務局の方で、こうした方がいいとか、こうする方が分かりやすいということがあれば教えていただければと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

何かコメントないですか。事務局。ちょっと私から気付きなんで、従来は委員長報告という例えば議長に出す場合も委員長報告でこういう感じで出しとったわけですよ、委員長報告でね。ところが委員会報告が正式なんです。これは177ページ、旧必携の

ですね。委員長報告と私も西岡さんも一緒に委員長報告しておったんです。委員会報告が正式のようですので。その点、事務局と調整をされた方がいいんじゃないでしょうか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩を閉じて、委員会を再開いたしますが、今議題となっております委員会の報告内容等については、両委員長で十分、不合理が無いような形で調整をしていただくということで終わりたいと思います。それから最後になりますが、議長から発言の申し出があっておりますので許可したいというふうに思うんですが、クリーンパークの件が何かあるようでございますので、議長から御報告をいただきたいと思います。

山口議長。

○議長（山口憲一郎君）

まず最初に明日、本会議が終わり次第、全協を開催しますので御承知をお願いしたいと思います。内容につきましては今、委員長から言われましたように町長からの申し出がありまして、クリーンパーク長与の運営状況についてということであっておりますので、内容につきましては詳しく説明があるかと思っておりますので、そのときに質疑等もしていただければと思っております。そのほかにこの間から広報広聴委員会をお願いしておりました広報の件とか、コンサートとかの件の報告がありますので、それと先月私たち正副議長で東京の方に研修に行かしてもらいました。その報告を簡単にさせていただければと思っておりますので、以上、3つ内容的にはありますので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○委員長（岩永政則委員）

今の議長からの報告でありますので、以上で終わりたいと思います。

ほかに皆さん方からその他はございませんか。

ないようでしたら以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会とさせていただきます。皆さんお疲れさまでした。

(閉会 11時43分)